

# 残置物処理等業務規程

（目的）

第〇条

（委託者の資格）

第〇条

（住宅確保要配慮者と支援法人との間で締結される契約の内容に関する事項）

第〇条

（住宅確保要配慮者と支援法人との間で締結される契約の締結及び変更に関する事項）

第〇条

（残置物処理等業務の実施の手順に関する事項）

第〇条

（残置物処理等業務の委託に関する事項）

第〇条

（残置物処理等業務に関する費用の請求その他金銭の授受に関する事項）

第〇条

（残置物処理等業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項）

第〇条

附則

この規程は〇年〇月〇日より施行する。